

令和2年第3回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年4月24日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和2年4月24日	午前9時29分	議長	三谷英史	
	閉会	令和2年4月24日	午前9時51分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	6番	武村妃呂子	7番	諸石重信		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	町民課長	西森明広	農林建設課長	森光昭		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年4月24日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

午前9時29分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第3回大町町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、関係課長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番武村議員、7番諸石議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 議案の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 本臨時会には、告知のとおり町長提出の議案3件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第18号から議案第20号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

令和2年第3回大町町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には時節柄何かと御多用の中、御参集いただき、御審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、全国で新型コロナウイルスの感染者が1万人を超える中、佐賀県でも武雄市、多久市、小城市を含め、多数の感染者が確認をされました。近隣にある大町町としましても予断を許さない状況にあると警戒をしておりましたが、昨日、改めて武雄市で県内初のクラスター、集団感染が発生をし、佐賀県の感染者は28名となり、大町町からも2名の方の感染が確認をされました。感染経路、行動歴等、詳細についてはまだ不明な点も多く、今後さらに県との情報共有を図っていきたいと考えておりますが、市中感染が発生したことにより、まだまだ感染者が増える可能性もあり、誰にでも感染リスクがあると言っても過言ではありません。山口県知事も極めて厳しい状況であると認識をされており、厚生労働省にもクラスター対策班の派遣を要請されたところであります。

そういう中でも、今も懸命にコロナウイルスと戦っておられる患者の皆さんをおもんば

かっただき、思いやり、詮索することなく、冷静に行動することが必要であります。自らを律し、自分の健康は自分で守るという意識を強く持たなければならないと思います。町としましても、町民の皆様には3密、すなわち密閉、密集、密接を避け、かつ不要不急の外出を控えていただくよう訴え続けているところでありますが、佐賀県内においてはまだまだ外出自粛率は上がっておらず、我々大人が緊急事態宣言発令の意味を真摯に受け止め、我慢すべきは我慢し、近い将来、子供たちが当たり前前に学校に通えるよう、そして当たり前前に握手や会食、談笑ができる日が一日も早く訪れるよう、今はコロナウイルスに打ちかつために、日本国民一丸となってやるべき行動をしっかりとやっていくことが重要だと思っているところでございます。

それでは、今臨時会に提案します議案についての提案理由を説明申し上げます。

さきに告知のとおり、専決処分案件2件、5,000万円以上の契約案件1件を提案しております。

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例等の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、大町町税条例等の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

主な内容としましては、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し、固定資産税等の特例の措置を講じるものでございます。

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大町町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容としましては、国民健康保険税の限度額の引上げと国民健康保険税減額措置に係る軽減判定所得の算定額の変更を行ったものでございます。

議案第20号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第462号弥護原線道路災害復旧工事請負契約の締結について。

令和2年4月3日、大町町財務規則第101条に基づき一般競争入札に付した弥護原線道路災害復旧工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上3議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

19号議案について質問いたします。

19号議案は国民健康保険税の一部を改正するというものですが、この条文の中身を見ますと、「61万円」を「63万円」、「16万円」を「17万円」程度、金額が少し大きくなった条文に変えられています。これが実行されると大町町に対する収入がどれだけ増えるのか。減るということじゃなかでしょう。

○議長（三谷英史君）

町民課長。

○町民課長（西森明広君）

お答えいたしますが、すみません、この分につきましては課税の限度額の変更ということで今回条例を出させていただいておりますとともに、その次の分、第23条から課税するための控除額の増加もさせていただいております。まず今、議員がおっしゃられた部分については、もともと所得が高い方について限度額が上がりますよということです。

もう一つ、所得の低い方については、今回、その控除する金額をより増やして、たくさんの方に軽減措置を受けていただくというふうになっております。今の御質問の63万円に増やした場合の人数ということなんですが、今現在、ここではすみません、分かっておりません。

（「金額は後でいいですから」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

議案第20号ですけれども、公共土木施設災害復旧事業についてですけど、これは箇所が弥護原線道路災害復旧工事となっていますが、大体範囲がどうなっているのですかね。この前の災害全部を前田・扶桑建設が請け負ってしんさあわけですかね。どことどこというのがちょっと私でよく分かりませんので。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

場所につきましてはボタ山公園、大規模崩壊が起きているところですけど、今、通行止めになっておりますので、大規模崩壊の半分から下の復旧工事を弥護原線の道路災害復旧工事で見えております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

それでは、今、通れなくなっているところがきれいになるとですね。通らるっごとなるわけですね。そのほかのところはまだ、下のほうとか、上のほうとか、あるでしょうが。そういうのはこれには含まれとらんとですね。分かりました。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

そしたら、そのボタ山から下のほうということで、大谷口の横尾さんのところの道ということになるんですかね。あそこのところですね。工期というか、いつぐらいに完成なのかは分かりますでしょうか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

議案の資料として請負仮契約書をつけております。その3番に工期として令和3年9月30日を終期としておりますので、ちょっと1年半ぐらいはかかるという見通しを立てております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

あその、要するに横尾さんのところの前の道路の泥をどけていただいたら、でも、その斜面のところをしなければいけないと思うんですけども、1年半ですか。ちょっとそのところを利用されているところが、本当に何か回り道をして、どこか途中中継をして商品を届けなきゃいけないということでちょっと言われていたものですからね。道が通れるようになるのに1年半ですね。分かりました。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

工期は来年9月30日までと書いてありますよね。ここで終わるとやなかとですか。工事が済むわけやなかですか。この分は済むわけですね。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

令和3年9月30日をもって完了見込みです。この工事、町道の弥護原線の復旧工事は完了します。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

大きく崩れているところの工期ですね。分かりました。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第18号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第19号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

質問いたしましたけど、「61万円」を「63万円」に改める、「16万円」を「17万円」の範囲が大体説明されましたけど、幾ら増収になるとか、それは聞けなかったですよ。増税になる部分もあるわけでしょう。その金額を聞かんやっただですよ。後でよかけん教えてください。

○議長（三谷英史君）

それは反対ということでしょうか。

○8番（中山初代君）

今の部分では反対じゃないですけども。

○議長（三谷英史君）

討論ですから。

○8番（中山初代君）

質疑じゃなかね。反対します。少しでも保険税が上がる人がいるということでは反対します。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

先ほどの議案第19号につきまして、先ほど課長から御説明がありましたように、今回の議案第19号の改定につきましては、低所得者の方々に対する保険税の負担を軽減するために、その基準額を変更したものでございます。この改定を行わない場合、その措置が取れず、多くの町民の皆様にご負担を強いることとなります。よって、この議案には賛成いたします。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第19号については原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第19号は原案どおり承認することに決定いたしました。議案第20号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第20号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和2年第3回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前9時51分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年4月24日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 武 村 妃 呂 子

会議録署名議員 諸 石 重 信

局 長 田 島 宏 隆